

保健所を医療・保健・福祉の情報センター として活用するためのありかたの検討

小 林 美智子

要約：保健所が地域母子保健を推進するための母子保健データバンクを持つ時の目的や機能・収集すべき情報について、現在の課題から基本的な考えについてまとめた。

見出し語：母子保健、データベース

<はじめに>

地域母子保健を進めるために必要な情報システム整備の目的としては以下の5項目が考えられる。

- ①地域の母子の情報を収集分析して、その地域の母子保健課題を明確にして、行政施策立案に役立てること、
- ②地域母子保健の事業ごとの重要対策を洩れなく把握して、洩れなく必要な援助を行なうために対象把握に役立てること、
- ③利用者が、各種の母子の医療・保健・福祉制度の情報を得やすくなって、利用しやすくなること、
- ④地域の母子保健状況の変化と母子保健活動の実施状況を把握して、母子保健施策の効果判定を行なうこと。

⑤母子の実態を分析して母子保健の研究に役立てること。

我が国の母子保健水準は向上し、母子保健の課題は大きく変わろうとしている。いままでの乳児死亡を減らし、障害の早期発見・早期治療対策を中心にするものから、育児の問題の予防と援助対策（健全育成）へと発展しつつある。出生数の減少もあって、個々の児の貴重さが増すなかで、地域の全ての児の健康を最大限に守るための各種の母子保健対策が望まれている。その中で、保健所は今まで以上に地域母子保健計画の立案を行なうことが望まれる、そのためには就学前乳幼児全数の母子保健情報管理に責任を持つことが必要である。

現在の大阪府の母子保健の状況を紹介して、今後の望ましい母子保健情報システムの整備に

大阪府立母子保健総合医療センター

企画調査部地域保健室

について考える。

＜大阪府の母子保健の動向と今後の課題＞

大阪府でも昭和40年代から障害の早期発見のための乳幼児健診体制の整備と早期治療・訓練の実現のための地域療育体制の整備が地域母子保健活動の大きな課題であった。現在では保健所を中心とする乳幼児健診体制も初期の目的水準に達し、地域訓練・療育体制もかなりの整備がなされた。その中で昭和50年代の終りから、新たな課題への活動が始りつつある。

1. 育児の問題の増大とその取り組み

母子保健の現場で育児不安や育児知識不足のための育児の問題に出会うことが多くなり、育児相談や実践教育を行ないながら親同志のつながりを育てる育児教室の開設等の育児のサポートのための取り組みが増えている。

中でも10代の母・世帯の職業「6」等の経済苦がある家族や多問題家族・妊娠届出の遅い母や妊婦健診を受けていない母・単身の親・精神疾患の母親の育児等に対しては、児の成長発達を守るために濃厚な援助が必要であることが気付かれ、母子保健の重要対策になりつつある。

その中での重要課題は児の死亡や障害につながる可能性がある事故・小児虐待・乳幼児突然死症候群の予防や児の情緒発達の保障であろう。

これらの対策を進めるためには、育児の問題の実態把握とリスク因子の分析を行ない、ハイリスク母子を早期に把握し援助を洩れなく行なうための地域の母子の個人情報収集した母子情報システムの整備が必要である。

2. 医療－保健－福祉機関の連携

医療の地域化として産科診療相互援助システ

ム（OGCS）や新生児診療相互援助システム（NMCS）が整備された。また、医療と保健の連携サービスが新生児医療機関と保健所の間ですすみつつある。

これらのハイリスクの産科情報や新生児情報と保健所の情報をつなぐことは医療と保健の一貫したサービスを可能にし、周産期医療の評価や発展にも寄与することが大きいと考えられる。そのために、これらのシステムの相互の連携をすすめる情報網の整備が望まれる。

また、大阪府では昭和62年から保健と福祉の連携を進めるために、本庁に「保健福祉政策室」を全保健所に「保健福祉推進室」を設置した。現在の健康問題は単に医療機関や保健機関単独では解決しにくく、生活問題全体への対策が必要のために医療・保健・福祉の連携が不可欠になったことに対する施策である。母子保健と関係ある分野では、障害児や虐待児に対する活動や育児教室等の育児のサポートが連携事業として取上げられてきた。今後は今まで以上に福祉機関の情報との交流の必要性が高まってくるであろう。

3. 母子保健活動の市町村と保健所の2元化

保健機関による地域母子保健活動を大阪府では今までは保健所のみで実施していた。これに市町村の1歳半健診やメニュー化事業が加わり、母子保健対策は総体としては充実しつつある。しかし、実施主体が2元化したために個々の児の母子保健情報が散在することになった（図1）そのために、個々の児に対して過去の保健歴をみた一貫したサービスの提供が困難になりつつあり、地域全体としての母子保健分析も困難に

なりつつあり、保健サービスを受けていない児（母子保健上の重要対象）の把握も困難になってきている。市町村が持つプライマリーケア情報と保健所が持つハイリスク母子情報の一貫した管理システムを作って、個々の児へのサービスに一貫性をもたせることや、対象児把握を洩れなくすることや、地域全体としての母子保健問題を分析することや母子保健対策の効果判定をすることがあらためて必要になっている。

＜保健所に必要な情報システムの整備＞

このような母子保健の現状と今後の課題の中では、以下のような機能を持つ母子保健情報システムの整備が望ましいと考える。

1. システムの機能

①地域の母子保健の情報バンク

地域の母子保健課題を明かにするための、地域の個々の母子情報を持った母子保健情報バンクの作成。

②対人サービスの効率化のための情報システム整備

地域の母子の中から援助が必要な児を洩れなく把握するための対象リストの作成を行なう。また、個々の児の保健歴を一貫して把握して次のサービスに役立てるための個人サマリーの打出しを行なう。

③医療・保健・福祉制度利用の円滑化のための情報提供システム

各種の制度の要約・利用条件・窓口等がわかる、利用者案内情報システムの作成。

④母子保健施策の効果判定を行なうための分析システム

2. 収集する情報の種類

1) 人口動態統計から：

死産届、出生届、婚姻届

2) 妊娠届から

3) 各種の母子保健事業から

①先天性代謝異常等検査、神経芽細胞腫検査

②各種保健指導相談事業：

保健所・市町村で行なう健康診査、

医療機関依託健診、家庭訪問指導、

B型肝炎母子感染防止事業等

③各種医療援護：

養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患治療研究等

4) 予防接種

5) 医療情報：

産科診療相互援助システム、新生児診療相互援助システム

6) 福祉情報：

障害児通園施設、心身障害手帳、療育手帳、特別児童扶養手当、

保育所、母子家庭等、

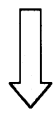
＜おわりに＞

保健所が母子保健情報センターとして機能するためには、それをバックアップし、都道府県レベルで分析する親システムが不可欠であり、研究的分析もあわせて行なう事が望ましい。また、各種母子保健事業の情報を保健計画等に役立てるためには、各事業の届出情報の見直しや充実も今後は必要であると考えます。

図1 母子保健関係事業の関与機関—個人情報の把握と伝達経路—

①②③は関与の順番を、*はフォロー機関を表わす
△は部分的関与を表わす

	母子保健事業	実施主体		関 与 機 関						
		府政市そ 令町の 市村他	本 庁 環 保 部 福 祉 部	保 健 所	市 町 村	医 療 機 関		検 査 機 関	児 童 相 談 所	そ の 他
						病 院	診 療 所			
健 康 診 査	<検査>									
	1. 先天性代謝異常等検査(検査機関)	○	③			①③*	①③*	②*		
	2. 神経芽細胞腫検査(検査機関)	○		①③⑤*		④*	①③	②⑥		
	<乳幼児>									
	3. 乳児健康診査(医療機関委託)	○○	②	③*		①	①			
	4. 乳幼児健康診査(保健所)	○○		①*						
	同精密健康診査			①③*		②*				
	5. 1歳6ヶ月児健康診査(市町村)	○		△*	①*					
	同精密健康診査			①③*		②*				
	6. 3歳児健康診査(保健所)	○○		①*						
	同精密健康診査			①③*		②*			②*	
保 健 指 導 相 談	<妊産婦>									
	7. 妊婦健康診査(医療機関委託)	○○	②	③*		①	①			
	8. 妊産婦健康診査(保健所)	○○		①*						
	9. B型肝炎母子感染防止事業	○○	④	②⑤*		①③*	①③*			
	10. 妊産婦乳幼児保健指導事業	○○		①*						
	11. 母子保健訪問指導	○○		①*						
	12. 健全母性育成事業	○								
	13. 市町村母子保健事業	○		△*	①*					
	・ 母子保健指導									
	・ 妊婦乳児等保健相談									
医 療 援 護	・ 家族計画指導									
	・ 母子保健推進員活動									
	・ 母子保健地域育成									
	・ 妊産婦等栄養強化									
	14. 家族計画特別相談	○								①*
医 療 援 護	15. 未熟児養育医療	○○	③	②④*		①④*	①④*			
	16. 妊娠中毒症等療養援助	○○	③	②④*		①④*	①④*			
	17. 育成医療	○○	③	②④*		①④*	①④*			
	18. 小児慢性特定疾患治療研究	○	③			①④*				
	19. 療育の給付	○○	③	②④*		①④*				
そ の 他	20. 補装具給付	○○	③	②④*		①④*	①④*			
	21. 療育指導	○		①*						
	22. 心身障害研究	○								



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:保健所が地域母子保健を推進するための母子保健データバンクを持つ時の目的や機能・収集すべき情報について,現在の課題から基本的な考えについてまとめた。